## 保険証のサイズが変 わります

町広報紙6月号でお 知らせしましたとおり、 従来より大きいサイズ の後期高齢者医療の保険 証を7月中旬に送付しま す。7月末までに届かな い場合は、健康増進課医 療保険班までお問い合わ せください。

> **3**77 - 5502 問い合わせ 健 療保険班 康増進課

### 申請を行って下さい。 は申請を行った月の初日から 必要な方は、 を送付しますので、 請のお知らせ」と「申請書\_ 可能な方には、7月中旬に「申 31日までとなっています。 の有効期限は、平成21年7月 適用・標準負担額減額認定証 平成21年8月以降も認定が 8月31日までに 引き続き (認定証

されます。 なお、

現在交付されている限度額 申請日から食事代が更に減額 の合計が91日以上の場合は、 認定されない空白の月が生じ 定証の有効期間内の入院日数 ることになります。) 日以降に申請をされますと、 定証をお持ちの方で、 有効となりますので、 現在「区分Ⅱ」 その認 9 月 1

0) 認

# 公の施設の ます

サービスの向上、 ウハウを幅広く活用しつつ、 を図ることを目的とするもので 施設の管理に民間の能力やノ 来の管理委託制度とは異な コストの節減等 住民

す。7月下旬ごろ募集要項等を、 記各担当課・担当支所および町ホー る指定管理者の公募を予定していま ページ等で公表します。 下

設置目的を十分に理解し、公正かつ 指定管理者制度の趣旨や施設ごとの

町では、

次の公の施設につい

効率的に管理運営を行うことができ

# 【指定管理者制度とは】

No 3:周防大島町サン スポーツランド片添等



No 4:周防大島町陸奥 野営場等



No 5:周防大島町総合 交流ターミナル



No 6:竜崎温泉潮風の湯



・現在「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、

現在交付されている平成20年度の認定証

保険証

一必要なもの 申請場所

康增進課医療保険班、

総合支所または出張所

の入院日数の合計が91日以上の場合、

入院日数が確認できる

その認定期間内

書類(病院の領収書など)

No 1:周防大島町久賀 歴史民俗資料館等



No 2:日本ハワイ移民 資料館

<sup></sup> 叶 B			
No	施設の名称	担当課	問い合わせ
1	周防大島町久賀歴史民俗資料館	久賀教育支所	<b>5</b> 0820
	周防大島町町衆文化伝承の館   周防大島町町衆文化の薫る郷公園		(72) 2271
2	日本ハワイ移民資料館	大島教育支所	<b>25</b> 0820
	17777779以食行品 77		(74) 5300
3	周防大島町サン・スポーツランド片添	商工観光課	
	周防大島町片添ケ浜温泉遊湯ランド		
	周防大島町青少年旅行村		
4	周防大島町陸奥野営場		<b>23</b> 0820
	周防大島町立陸奥記念館		(79) 1003
	周防大島町なぎさ水族館		
5	周防大島町総合交流ターミナル		
6	竜崎温泉潮風の湯		

(注)公募は、№1~6の施設をそれぞれ1件として募集する予定です。

後期高齢者医療または国民健康保険の

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

更新申請は8月31日まで